

新興感染症対応力強化事業

1 感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下「感染症法」という。）第 36 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく「**病床確保**」に係る協定を締結する**病院、診療所**が実施する施設・設備整備事業

区 分	対象事業	対象経費	基準額	補助率
施設 整備事業	○病室の感染対策に係る整備 ・新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）等	左記に要する工事費 又は工事請負費	1 室あたり 14,546,000 円	2/3
	○病棟等の感染対策に係る整備 ・新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーティションの設置 ・病棟入り口の扉の設置 ・病棟のゾーニングを行うための改修 等 ○个人防护具保管施設の整備 ・个人防护具保管庫の設置 ・个人防护具保管スペース確保のための建物改修 等	左記に要する工事費 又は工事請負費	対象面積 1㎡あたり 基準単価 239,300 円	10/10
設備 整備事業 ※新規購入及び増設する場合に限る。	○簡易陰圧装置	左記購入費	1 病床あたり 4,320,000 円	10/10
	○検査機器（PCR 検査装置） ※NEAR 法や LAMP 法の等温遺伝子増幅装置は補助対象外	左記購入費	1 台あたり 9,350,000 円	
	○簡易ベッド	左記購入費	1 台あたり 51,400 円	

2 感染症法第36条の2第1項第2号の規定に基づく「**発熱外来**」に係る協定を締結する**病院、診療所**が実施する施設・設備整備事業

区分	対象事業	対象経費	基準額	補助率
施設整備事業	○個人防護具保管施設の整備 ・個人防護具保管庫の設置 ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等	左記に要する工事費 又は工事請負費	対象面積1㎡あたり 基準単価 239,300円	10/10
設備整備事業 ※新規購入及び増設 する場合に限る。	○検査機器（PCR検査装置） ※NEAR法やLAMP法の等温遺伝子増幅装置は補助対象外	左記購入費	1台あたり 9,350,000円	10/10
	○簡易ベッド	左記購入費	1台あたり 51,400円	
	○HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）	左記購入費	1施設あたり 905,000円	

3 感染症法第36条の2第1項第3号の規定に基づく「**自宅療養者への医療の提供**」に係る協定を締結する**病院、診療所、薬局、訪問看護事業所**が実施する施設整備事業

区分	対象事業	対象経費	基準額	補助率
施設整備事業	○個人防護具保管施設の整備 ・個人防護具保管庫の設置 ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等	左記に要する工事費 又は工事請負費	対象面積1㎡あたり 基準単価 239,300円	10/10